

広島県公営企業管理規程第四号

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号(一)中「一億円」を「一億五千万円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。